福生市教育委員会会議録

平成26年第３回定例会

１	開催年月日	平成26年３月19日（火）
２	開始時刻	午後２時00分
３	終了時刻	午後４時03分
４	場　　所	第一棟４階　庁議室
５	出席委員	委員長　平野裕子
		委員長職務代理者　渡辺浩行
		委員　徳永喜昭
		委員　加藤孝子
		教育長　川越孝洋
６	欠席委員	なし
７	出席者氏名	教育次長　田村博敏
		参事　小沼孝行
		庶務課長　高木　裕
		学校給食課長　鳥越裕之
		生涯学習推進課長　笹本幸三
		スポーツ推進課長　横倉成昭
		公民館長　高橋清樹
		図書館長　島　弘
		主幹　浅野正道
		教育センター主幹　萩原晴男
		指導主事　森保　亮
８	傍聴人	なし

９　議 事 日 程

日程第　１　会議録署名委員の指名

日程第　２　教育長報告

日程第　３　議案第16号　福生市教育委員会管理職員の人事異動について

日程第　４　議案第17号　福生市教育委員会公印規則の一部改正について

日程第　５　議案第18号　福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正について

日程第　６　議案第19号　福生市スポーツ推進委員の委嘱について

日程第　７　報告第５号　福生市立学校教職員の人事異動について

日程第　８　報告第６号　平成25年度学校評価の報告について

日程第　９　報告第７号　平成26年度福生市立学校教職員辞令伝達式について

日程第１０　報告第８号　平成25年度食育支援指導報告書について

日程第１１　報告第９号　平成25年度学力向上パートナーシップ事業について

日程第１２　報告第10号　平成26年度福生市立学校教員研修について

日程第１３　報告第11号　熊川地域体育館及び福生地域体育館の管理に関する基本協定書及び年度協定書について

日程第１４　議案第12号　福生市民会館の管理に関する基本協定書及び年度協定書について

日程第１５　報告第13号　わかたけ会館・図書館の工事休館について

日程第１６　その他報告事項

午後２時00分　開会

委　員　長　　ただいまから平成26年第３回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程についてお諮りいたします。日程第３、議案第16号、福生市教育委員会管理職員の人事異動についてと、日程第７、報告第５号、福生市立学校教職員の人事異動についてにつきましては人事案件のため、福生市教育委員会会議規則第８条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第16、その他報告事項の後に審議及び報告を行いたいと思いますが、ご異議ありますか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　御異議なしと認めます。

よって、日程第３、議案第16号と日程第７、報告第５号は公開しない会議とし、日程第16、その他報告事項の後に審議及び報告することといたします。

これより日程に入ります。

日程第１、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、渡辺浩行委員、徳永喜昭委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第２、教育長報告。

教育長から報告願います。

教　育　長　　改めまして、皆さんこんにちは。本日も本年度最終の定例会になりました。連日お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。中でも３月９日に行いました教育委員会表彰式におきましては、保護者あるいは御家族、そして日ごろ共に活動する方々のお出かけもございまして、厳粛な中にも温かな雰囲気の式典でございました。改めて福生市の青少年の国内の活躍にとどまらない世界的な活躍に誇りと期待を感じたところでございます。団体の指導者の方々にも心から感謝の念を持ったところでございます。それぞれの運営に当たり、大変お世話になりましてありがとうございます。

それから、明日は中学校の卒業式、来週25日には小学校の卒業式ということです。学校において万全の準備をしておるところでございます。

また、この時期、若干インフルエンザが長引いておりまして、職員、児童・生徒が体調を崩している様子もあると伺っております。こういった大事な行事に影響がないことを祈っておるところでございます。

委員の皆様にはそれぞれの卒業式におきまして告辞の申し渡しをいただ

くことになっておりますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

この１カ月間の報告でございますけれども、いつものようにまとめさせていただきました。学校教育関係におきましては、児童・生徒による音楽のまちづくりコンサートが第５回目を迎えまして、市長からも激励のお言葉をいただきまして、子どもたちも年々演奏の質が、表現する力が高まっているなと感じます。教職員の協力体制も大変いい状況だなということに、またその裏方で準備をしております市の職員の方々の御苦労を忍びながら、子どもたちにとっていい発表会になっているということをつくづく感じた次第でございます。

それから、昨日のふっさっ子未来会議でございますが、これはまた改めて次年度の取組方針につきまして、委員の皆様から御意見をいただきたく調整をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

卒業式が終わりますと今度は終業式ということで、年度末、新年度へ向けてまた新たなスタートを切ることになりますけれども、それぞれ終業式が行われる予定でございますし、また新年度が４月１日よりスタートということで、入学式、始業式等、市の庁舎におきましても新たな体制のもとにスタートするといったようなことがあろうかと思います。何とぞ御指導方よろしくお願い申し上げます。

社会教育関係でございますが、比較的順調に計画どおり遂行しております。来週にはふっさっ子の広場の機構会議を予定しております。そして、市の動向といたしまして、桜まつりの開花式ということで、今年度こそ恐らくは開花の時期と一致するのではないかと、大変楽しみにしているところでございます。お時間がございましたらお出かけいただけるとありがたいと思っております。

それから、市議会でございますが、２月25日から第１回定例会が行われておりまして、委員長から基本的な考え方を述べていただき、来週の26日に本会議を行いまして、それぞれの議案の議決をいただくところでございます。私どものほうに今回一般質問で寄せられた内容につきましては、そこに上げさせていただいたようなことで議員の皆様から御質問をいただき、答弁をしているところでございます。

それから、平成26年度一般会計予算につきましては、予算審査特別委員会で起立多数において可決をいただいております。本会議で最終的な議決となるわけでございますが、順調に進めていただいているということに感謝を申し上げる次第でございます。

その他でございますけれども、今年度、学校管理職、それから事務局職員も、後ほど管理職の部分だけ市長からお預かりしているものをお示しいたしますが、定期の人事異動が多くなると存じておりまして、各学校、各組織におきましてその運営の確認と引継ぎにつきまして、課題などの認識を含めて順調にスタートを切れるようにしてほしい旨、指示をいたしたところでございます。

それから、最後でございますけれども、次年度につきましては委員の皆様には大変御苦労をおかけいたしますが、小学校の教科書の採択の年でございます。平成27年度使用の教科書の採択をしなければならないということでございますので、さらなる任務、責任が増す１年になろうかと存じますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委　員　長　　教育長からの報告は終わりました。

質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第４、議案第17号、福生市教育委員会公印規則の一部改正についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長　　それでは、日程４、議案第17号、福生市教育委員会公印規則の一部改正について提案理由及びその内容について説明をさせていただきます。資料は５ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、平成26年４月１日付の組織改正により参事として、学校給食センター建設準備担当が配置されることに伴い、公印を新調するため本規則を改正する必要があるためでございます。

なお、組織改正につきましては、本日の定例会のその他報告で後ほど説明をさせていただきますが、本来であれば組織改正の説明の後に、それに関連する例規の改正の説明をすべきところではございますが、議事の進行の関係上、前後してしまっております。この点よろしくお願いいたします。

まず、改正内容でございます。新旧対照表の７ページをお願いいたします。第２条関係の別表の改正案でございますが、市教育委員会参事印の欄に、新たに公印の個数を１個追加し、また公印の管守者を学校給食課長と規定するものでございます。

附則といたしまして、この規則は平成26年４月１日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。原案のとおり御決定くださいますようよろし

くお願いします。

委　員　長　　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第17号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第５、議案第18号、福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長　　日程第５、議案第18号、福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正について提案理由並びに内容について説明をさせていただきます。資料は９ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、平成26年４月１日付の組織改正により参事として、学校給食センター建設準備担当が配置されること等に伴いまして、本規程を改正する必要があるためでございます。

説明は11ページの新旧対照表で説明させていただきます。まず、第２条、定義の条文の第１項に、新たに第７項として参事の規定「処務規則第３条に規定する参事をいう。」の規定を追加し、以下号の繰り下げが生ずるものでございます。

また、第４条の２、参事の専決事案の条の追加でございます。参事の規定としまして、第１項の条文を「参事が専決できる事案は、次のとおりとする。」といたしまして、参事の専決事案として第１号に「学校の運営管理及び指導に関すること。」、第２号に「学校給食センターの建設に係る事務処理に関すること。」を追加するものでございます。

この規定の追加は、組織改正によりまして学校給食センター建設準備担当参事が配置されることに伴い改正を行うものでございます。

なお、既に指導室におきまして事務を所管する参事も以前から配置されておりましたが、この規定を定めておりませんでした。今回あわせて規定の追加をさせていただくものでございます。

なお、第４条の２の追加に伴いまして、第４条におきましては引用先の条ずれの改正が生じております。

また、第５条、課長の専決事案のうち第２項、庶務課長の専決事案で現

行の第３号になりますが、「私立学校（幼稚園を除く。）の指導監督、外国人学校保護者補助金の受給者の認定に関すること。」のうち外国人学校保護者補助金の事業は、平成24年度をもって廃止をしておりますが、この外国人学校保護者補助金の受給者の認定の文言の削除の改正が行われておりませんでした。ここであわせて改正をお願いするものでございます。本来は改正すべき時期に改正が行われておらず、失念をしておりました。大変申し訳ございません。

続いて、12ページをお願いいたします。第８条、専決事案の制限の条文は、第４条の２の条文の追加に伴う用語の整理でございます。

以上で福生市教育委員会事務局事務専決規程の一部改正の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

委　員　長　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第18号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第６、議案第19号、福生市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長　それでは、日程第６、議案第19号、福生市スポーツ推進委員の委嘱について提案理由並びにその内容について説明をいたします。13ページをお願いいたします。

初めに提案理由でございますが、福生市スポーツ推進委員に関する規則第４条の規定に基づき次の者を福生市スポーツ推進委員に委嘱いたそうとするものでございます。なお、任期は現在の委員の任期が平成26年３月31日をもちまして任期満了となりますことから、新たに平成26年４月１日から平成28年３月31日の２年といたそうとするものでございます。

次に、内容でございます。定数は12名でございまして、新たに委嘱いたしますのは、再任では飯田　忍氏、小口健作氏、相羽則男氏、沖山健司氏、沖山裕子氏、小向加苗氏、森田育美氏の７名でございます。続きまして、

新任では高山　茂氏、小林　尚氏、女屋雅之氏、石川仁美氏、森田麻利衣氏の５名でございます。

以上、計上12名の者を委嘱いたそうとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

委　員　長　　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。13ページの沖山裕子氏は、この間教育委員会表彰をさせていただいた世界一過酷なマラソンに出られたという方ですよね。それともう一方、新しい方で高山　茂氏、この方もマラソンが趣味と書いてありますけれども、何か、いろいろマラソン大会に出られたとか、そういう経歴はございますか。

スポーツ推進課長　　経歴につきましては詳しいことは聞いていないのですが、実は沖山健司委員からの御推薦でございまして、同じようなマラソンをやっておられるということでございます。経歴については、申し訳ございませんが、マラソンをやられるということしか聞いておりません。

委　員　長　　わかりました。今回、教育委員で初めてこのスポーツ推進委員の委嘱について審議される方がいます。スポーツ推進委員について、簡単に説明していただけますか。

スポーツ推進課長　　例年推進委員の事業といたしましては、春先からロングロングウォーキングというのがありまして、少し長目のウォーキングの事業や、市民総合体育大会、水泳大会が９月にございますが、そこでのイベントなどです。あとは、昨年度から西多摩地域広域行政圏でスポーツフェスタというのを始めまして、障害者を含め、誰でもスポーツができるようなフェスティバルということでやっているのですけれども、それについては各市町村スポーツ推進委員が中心となって指導していくというような形で去年から始めております。本年度もそういった事業を行っていく予定です。あとは、平成26年度からは障害者のスポーツについて、スポーツ推進委員の方で資格を持っている方もいらっしゃいますので、身障者の運動会やスポーツ指導等、そういったものにも御指導と御協力をいただきたいなと思っているところでございます。主なものはそのようなところでございます。

委　員　長　　突然の質問に詳しくお答えいただきましてありがとうございました。

各委員いかがですか。大丈夫ですか。ほかにございますか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第19号は原案のとおり決することに御異議あり

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第８、報告第６号、平成25年度学校評価の報告についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参　　事　　それでは、日程第８、報告第６号、平成25年度学校評価の報告についてでございます。

事前に配付いたしました総括表、内容に一部不十分な部分がございました。大変申し訳ありませんでした。

まず、この総括表ですが、校長が学校経営計画に基づき作成しました学校自己評価シートにより自己評価し、校内での意見調整の上、学校としての改善策を策定します。次に、中央の学校関係者評価総括については、各学校、年３回の学校評議員の会を設定し、この中で意見をまとめ、改善策としてまとめます。この自己評価と学校関係者評価を総括した形で平成26年度に向けた改善策を盛り込みながら総括評価をしております。

では、この総括表に基づき各学校の評価においてポイントとなる点について報告させていただきます。

まず、第一小学校でございます。成果としては、学力向上に関しては、授業改善、授業比率の確立、授業形態の工夫等の推進、週案簿を活用し、ねらいを明確とした日々の授業の実践、校内研究の充実による教員の授業力の向上、次に体力の向上におきましては、体幹の研究の推進、全校による持久走、縄跳びを通しての体力向上推進、豊かな心の育成につきましては、全児童に対して年２回自尊感情の調査の結果に基づいた指導を重ね、一人一人の児童に自己有用感、自尊感情の育成を図るなどの点を工夫しております。課題につきましては、学力向上推進委員会を中心とした計画的な授業改善推進、不登校問題につきましては児童の個に応じた支援に対する関係機関等の連携の強化、組織的な問題行動の未然防止、早期発見につきましては指導の工夫と改善などが上がっております。保護者アンケートの回収率が今回70％であったことを踏まえ、効果的な情報発信等保護者、地域の方々の理解、信頼をどのように確保するか、改善点として取り組んでいただくよう授業改善をしていただく所存でございます。

次に、第二小学校でございます。裏面に第二小学校の総括表がございます。ごらんください。平成25年、26年度東京都学力向上パートナーシップ

事業研究協力校として意図的、計画的に研究を進め、最重要課題である確かな学力の定着に取り組んでおります。児童の学力の実態を教職員が共通認識し、危機意識を持って基礎、基本の習得、活用に向け全教職員で取り組んでおりました。思いやりの心の醸成について、家庭的にさまざまな課題を抱えている児童に対しＰＴＡ、地域、関係機関等々と連携を図り、おのおのの個に個別に寄り添い、きめ細やかに対応するという地道な作業に取り組んでおります。来年度、さらに学校の信頼を高めていただきますよう対応していただく所存でございます。

３ページになります。第三小学校では、校内研究テーマ、確かな読みができる児童の育成というテーマのもと、児童の実態に応じた授業改善に取り組むとともに、朝学習や家庭学習、継続的な放課後等の補習を通し、個に応じた指導を行い、読む力の向上を図り、さらに三小算数ドリルや東京ベーシックドリルを活用した基礎的、基本的学習内容の定着に成果が徐々に表れてきております。また、スポーツ教育の推進を重点に保護者の80％の方々が体力について向上してきたと肯定的な評価を得られております。第一中学校とともに作成した小中生活スタンダード、チャイム着席、廊下歩行、靴箱の整頓、無言清掃などの徹底も定着し、今後一層の成果が期待されております。

続いて裏面でございます。第四小学校でございます。知・徳・体をバランスよく育むことを目指し、進んで学ぶ子、思いやりのある子、体を鍛えて頑張る子という標語を掲げ、意欲的な指導の工夫と改善に取り組み、成果を上げております。学力向上については、東京ベーシックドリルを活用した基礎的、基本的学習内容の定着に意欲的に取り組むとともに、平成25年、26年度理数教育フロンティア校を初め子供の気づきや学びへの意欲を生かし、深く考え、まとめることができる子と、個の能力を高めることを視野に置き授業研究等に取り組み、成果を上げております。より一層の研究に取り組んでいただくことを働きかけております。

次に、第五小学校でございます。平成25年度より個の言語能力向上推進校事業を受け、校内研究の取組みと関連づけて授業改善に取り組み、実践につなげております。家庭学習の習慣化に向けて取組みを図るため五小サポーティングスタッフ、通称ＧＳＳという五小型学校支援地域組織を定着させ、学生ボランティアの活用などで実績を上げました。また、三中学区交流会を開催し、今後のスタンダード作成についても意欲的な取組みを準備していただいております。

次に、第六小学校です。第六小学校では校長のリーダーシップのもと、

確かな学力の定着と豊かな心の育成に重点を置き、地域、保護者から信頼される学校づくりを目指して、学力等の調査結果に基づいた指導の工夫と改善を図り、都ＯＪＴ推進校経験校として若手教員の授業力向上、ベテラン教員の指導、助言力の向上、校務分掌に関する遂行力の向上と服務に対する意識改革について特に図ってまいりました。具体的な取組みとしては、学力向上、挨拶、言葉遣い、体力向上という３つのプロジェクトチームを立ち上げ、分掌横断的、重層的、継続的な学習指導、補習指導、家庭学習指導などの取組みを展開しておりますが、特に最重要課題である確かな学力の定着については、家庭学習の定着と習慣化、補充学習充実に対する取組みが組織的に展開できていないという課題がまだございます。来年度の一層の改善を期待するものでございます。

小学校の最後でございます。第七小学校です。校内研究テーマを体育として、平成25年、26年度とスポーツ教育推進校として体育指導方法を工夫改善し、体育学習の充実を図り、児童の体力向上を目指し取り組み、器械運動領域に加え、ゲーム、ボール、運動の領域、並びに水泳、持久走、縄跳びにおいて児童の運動への意欲や運動機能の向上につなげてまいりました。学力向上においては学習基準を示し、授業規律を確立するとともに、授業形態の工夫などを継続して行っております。学力調査等での結果を分析し、綿密に課題に対する対応を心がけ、ベーシックドリル活用などで徐々に成果が上がりつつあるところでございます。今後実態に即した授業改善の成果を期待しております。また、中止になってしまいましたが、平成25年度福生市総合防災訓練メイン会場でありましたことを契機に、児童の危険を予測し、回避する能力、社会の安全に貢献できる資質や能力を育てるための安全教育の推進についてのさらなる研究を意図しており、この点についても今後期待しております。

続きまして、中学校でございます。第一中学校では、昨年度に引き続き学力における２極化の解消を目指し、授業主題の明示や発問の工夫、教え合いタイムの導入に授業改善など組織的な指導の徹底と学習支援に取り組んでおります。成果としては、落ちつきのある教育の姿が確立されてきました。委員会や生徒会活動などを通し小集団によるリーダー育成と自主活動の活性化が図られました。集団全体の意識の向上と一人一人の生徒の自覚が高まり、前向きに協力し合う生徒の態度を育成することが可能になってきたというものが挙げられております。特に学力向上に関しましては、個に応じた授業改善と教材の工夫、組織的な学習支援体制の確立を目指し、教科にもよりますが、明確な成果となってあらわれるには現在至っており

ませんけれども、その兆しが出てきております。通常学級にいる個別の支援を要する生徒に対する指導が改善要素として挙げられます。全校体制で特別支援教育計画を理解し、実施を行っていくことが今後必要であると判断されております。

次に、第二中学校でございます。平成24年、25年度福生市教育委員会教育研究奨励校として夢と希望に向かってたくましく生きる生徒の育成というテーマのもと、自己肯定感を高める指導の工夫に取り組み、生徒の心に焦点を当てた心理検査のＫＪＱを活用して集団の特性を見極めながら学級経営に生かすという研究発表を行いました。平成25年度、26年度は東京都学力向上パートナーシップ事業研究協力校として指導方法の工夫と改善に臨んでいるところでございます。この学習面の充実については、保護者の肯定的評価の上昇と学力調査の読み解く力、正答率の向上の点で改善が見られ始めたところでございます。今後どのように学力向上のための取組みを職員に定着させていくか、これが課題でございます。

最後となります。第三中学校でございます。平成24年度以降、義務教育９年間を見通した一貫性のある教育活動を行い、教育効果を上げることを目指し、生徒理解を通し学力の向上を図るとして三中学区、第五小学校、第七小学校を加え、小中連携授業に計画的に取り組んでおります。また、情緒障害等通級指導学級が平成25年度に設置され、着実な成果を上げているところでございます。改善に取り組んだ事項としては、不登校問題の解決に向けた特別支援教育校内委員会の活動の充実、学力向上に向けた課題把握と、これに即した授業、進路指導、家庭連携を含む総合的な対策の充実、小中連携授業や学校支援地域組織の充実などが挙がっております。校長のリーダーシップのもと、具体的な施策が示され、実行されていますが、まだ成果に結びついていない実態もあります。平成26年度の一層の改善を期待するものでございます。

以上、小学校７校、中学校３校の学校評価の概要でございました。この評価結果につきましては、既に学校だよりなどで一部が保護者や地域の皆様にお伝えされているところでございますが、今後、学校のホームページなどに掲載し、広く公開した上で評価を生かした平成26年度の学校経営に反映できるよう指導してまいる所存でございます。

以上、報告とさせていただきます。

委　員　長　　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

１つよろしいですか。アンケートの結果等がいろいろ載っておりますけれども、アンケートの回収率というのが学校によって随分差がありますし、

同じ学校でも校長先生が代わられると違ってきます。やはりアンケートの回収率というのは保護者や地域の方々の関心度とか、協力体制とかに大きく反映していると感じました。アンケートをとられるときにはこの数値もぜひ高めていっていただきたいなと思っております。

それと、各学校共、きちんと総括表にまとめて、そこで自己評価もされておりますので、この総括表をもとにして次年度の学校経営にぜひ生かしていただきたいと思います。

ほかにございますか。

教　育　長　　これについては厳しいことを言わせていただきますと、全く体をなしていないなと思います。やはり評価というのは目標があって、そもそも学校がやるべきことは、市の教育課程の編成方針というのが示されていて、それに基づいて学校の経営方針があって、その学校経営方針の中で重点目標は何なのかという数値目標まで上げている部分がありました。目標を挙げたら、その目標に対してどうだったのかということをきちんと精査をして出していかなければいけません。数値目標に対してどうだったのかということを。そういう点でいいますと、自己評価というのは教員だけで評価しているものです。それから、自己評価に対する改善策をここで話し合っています。その内容が書かれているはずです。学校関係者の評価というのは、保護者のアンケートだとか、さまざまな地域の方にお伺いしたところまで広げてやっているはずです。その辺のところの対応が学校ごとにばらばらだなと。委員長から御指摘のとおり回収率だとか、整理の仕方が年度当初に立てた計画に対する評価になっていない。ここは相当改善を要すると思われます。これを見た方は何が何だかさっぱりわからない。自分の学校が何に対して頑張ってきて、それに対してどんな評価をしたのか、何%満足しているのかといったようなものが、自己評価ではこうです、でも、保護者や地域の方はこうです、そこでこれだけの差があります、ということが出てくるのが普通の評価なのだろうと私は思うのです。やはり、そういうところまで校長先生方に指導していかないと、こういうものが上がってくるのだなということをつくづく感じまして、大変申し訳ございませんけれども、次年度は学校長に対して、評価の仕方だとか、こういう評価審査の書き方については、相当指導を要すると感じております。これを配られて、皆さんがおわかりになられたかどうか、私は聞いていてよくわからない。

例えば、体言止めにしたり、非常にわかりにくい。スポーツ教育を推進とあるが、スポーツ教育を推進するとはどういうことなのか、よくわからない。それから、研究テーマが体育です、というのは、教科の名称は体育

であったりするのだろうけれども、研究テーマとして体育というのは、よくわからない。

おやじの会はよく頑張っているとか、すばらしいと書いてある。それは評価ではないです。どんなことがすばらしく、どんなことが評価として値して、どんな課題があるのかといったことをやっぱり明確にしていかないと評価というのは出てこない。こういう評価がきちんとできないと、これは学習指導と同じですが、結局次につながっていかないのです。評価がいいかげんである。やはり、きちんとそこはＰＤＣＡのサイクルにのっとって、学校運営をしていただかないといけないなということを、私はこれを通して感じました。

これは私ども事務局として学校長に指導すべき内容でございますので、大変申し訳ございませんということと、次年度に向けてその辺を改善させていただきたいということを申し上げたくて発言をいたしました。

以上でございます。

委　員　長　　この総括表というのは、ずっとこの形ですよね。書き方もそれぞれで、先ほど言いましたようにアンケート結果を出しただけだとか、いろいろありますね。私は次の学力のほうで質問させていただこうかなと思ったところがあるのですが、これは先ほどホームページで公開していますという話もありましたけれども、どんな形で公開されているのか、あとはホームページについても、なかなか更新されていない部分があったと思うのですが、そのあたりも一度確かめていただけたらなと思います。

徳 永 委 員　　先ほど、教育長が感じたことをお話されて、私は感覚的にばらばらであるというふうに思っていましたが、やはりわかりにくかったです。

加 藤 委 員　　私も、理解するのが難しかったです。

委　員　長　　私もこれまで思っていたことですが、この１ページの中に何もかも入れるというはとても大変な作業であって、ただ記入すればいいというものではありません。このシートに関しても、もっと先生方がしっかりと分析しやすく、その結果がほかの人たちにもわかるように作っていただけるように、学校へ御指導いただけるのでしょうか。

参　　事　　はい。

委　員　長　　では、そのようなことでお願いいたします。

教　育　長　　厳しいですね。せめてもの自己評価と経済評価の対応がきちんとできていると、せめてその違いだけでも、学校の内部評価と外から見た保護者の評価はこれだけ差があるのだなということわかるのですが、何もそういう基準となるものがないままに、校長の思いで書かれたのかなと、これでは

評価、改善につながっていかないですね。課題認識もこれではちょっと困りますね。そもそも私どもが立てた計画に対して、どのように実践していただけたのかということの評価をきちんとすべきではないかと思います。それはＰＤＣＡという学校経営のマネジメントの基本的なことをもう少しきちんと検証していかないと、評価自体が非常に中身のないと言いますか、そういった部分では校長先生自身が思考を整理されていないなという気が、露呈したようなところが見受けられます。大変申し訳ございませんが、これが現実でございますので、今後改善を迫ってまいりたいと考えております。

主　　幹　教育長がおっしゃったとおりでありまして、平成26年度に、校長先生方の研修会を予定しております。10月17日金曜日、まさに学校経営と学校評価というテーマとなっております。多摩教育事務所の儘田指導課長に来ていただいて、学校経営につなげる学校評価についての研修を予定しておりますので、本日出されたようなことを確実に生かし、御指導いただきたいと思っております。

委　員　長　ぜひよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、こちらの要望として教育長からも出していただきましたので、その要望をきちんとわかりやすく、また簡潔に示していただけるようにお願いしまして、承認することで御異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　御異議なしと認めます。

よって、報告第６号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第９、報告第７号、平成26年度福生市立学校教職員辞令伝達式についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参　　事　それでは日程第９、報告第７号、平成26年度福生市立学校教職員辞令伝達式についてでございます。恐れ入ります。議案資料の19ページをお願いいたします。

平成26年４月２日水曜日、福生市民会館３階第４、第５集会室におきまして実施させていただきます。

時程につきましては、午後１時30分から校長及び副校長、午後２時から新規採用教員及び転任教職員、午後３時から主幹教諭昇任及び担当主幹教諭並びに必置主任、それぞれの辞令伝達を行います。

次第につきましてですが、平成26年度より市長による来賓祝辞は校長及

び副校長に対する辞令伝達の場、さらに新規採用教員及び転任教職員に対する辞令伝達式の場のそれぞれにおいて頂戴することにいたしたいと存じます。

詳細は資料のとおりでございます。何とぞよろしくお願いいたします。

委　員　長　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第７号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　御異議なしと認めます。

よって、報告第７号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第10、報告第８号、平成25年度食育支援指導報告書についてを議題といたします。

主幹より内容説明をお願いいたします。

主　　幹　それでは、日程第10、報告第８号、平成25年度食育支援指導報告書につきまして御説明申し上げます。

お手元の報告第８号資料をごらんいただきたいと思います。平成24年度に本市は東京都教育委員会より食育研究指定地区の指定を受けまして、あわせて栄養教諭が配置されましたことから、１年間本市の食育研究授業を推進してまいりました。この指定は１年間だけでございましたが、本市といたしましては食育に対してはまだ研究途上であり、喫緊の課題であるという認識から平成25年度も継続して市としての事業に取り組んでまいりました。その１年間の研究のまとめとして本報告書を作成いたしましたので、ここに御報告申し上げる次第であります。

恐れ入りますが、本報告書をお開きいただきますと、１ページ目からは栄養教諭の配置に伴い食育研究授業にかかわる拠点校となりました福生第三小学校の食育の取組みについて、校内での指導や授業での実践報告などをまとめて示しております。それが６ページまでになっております。

それから、７ページからは本市における食育の取組みについてをまとめてございます。特に食育リーダーは各学校１名おりますが、その研修会を年３回行っておりまして、そこにも栄養教諭はかかわり、一緒に検証を行ってきておりますので、そのことを載せてございます。

９ページにはその成果と課題を載せてございます。

また、10ページからは各学校で食育支援指導を実施した結果を、その成

果と課題も含めてまとめております。それが各学校１枚ずつ載せてございます。

そして、20ページからは食育支援指導の一覧、これだけこの１年間に栄養教諭並びに栄養士が各学校回りまして、授業を一緒に行ってきているということでございます。

そして、23ページからは参考資料といたしまして、食育研究授業の実施要領、平成25年度のものでございますけれども、載せてございます。平成24年度につきましては１年間の取組みについて食育パンフレットにまとめるとともに、平成25年２月に服部栄養専門学校の服部幸應校長先生をお招きして、報告会を開催いたしました。その後、今年度、すなわち平成25年度は各学校での実践を事例集にまとめ、市内全校で共有する必要があるという共通理解をもとに、平成25年度は食育に取り組み、この支援指導報告書をまとめたものでございます。

平成26年度も本報告書を活用しながら栄養教諭及び各学校の食育リーダーを中心として食育の実践に着実に取り組んでまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

委　員　長　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

渡辺委員　質問というか、ちょっとお聞かせ願いたいのですけれども、教科が家庭科であったり、学級活動であったり、はたまた保健であったり、生活であったりというところではないですか。これは単元によって、あるいは教科によって入り口とか、そういうのは違ってきたりするのではないでしょうか。まずお聞きしたい。

主　　幹　食育は広く、家庭科だけではなくて、学級活動であったり、あるいは低学年の生活科であったり、また体育の保健領域であったりという中で行うことができますが、各学校での年間指導計画がありますので、それに基づいて行っているというところでございます。

教　育　長　今のことと関連しますが、やはり少し心配なのは、年間計画と本当に一致しているかなというところです。最後のほうの３ページにまとめた、栄養教諭を活用したというところを見ますと、学校間の偏りがかなりあるので、食育については、もう少しバランスよくやっていかないと、本来給食センターの業務もございますので、そういったところにも影響がないように、全校で満遍なく計画的に行われるよう調整が必要です。教育課程の中で、こんなに食育の授業が必要かなと思いますが、指導室から見てどうですか。いろんな教育課程であってもおかしくないとは思い

ますけれども、これだけ食育の授業数をとるというのはどう考えますか。

主　　幹　三小につきましては栄養教諭の配置校ということで多くなってしまったところはございまして、ごらんいただきますと、例えば学年のどこかのクラスということではなくて、５年生では３クラス全部でやっているということです。それを繰り返しておりますので、どうしても時間数が多くなってしまいました。それは教育長も言われましたように、本来業務のこともございますので、平成25年度については、学校が希望してきただけ全部入っていますけれども、平成26年度は４月当初に各学校に案内を送るときに、各学校年間何時間までという縛りをつけて、その時間の中で希望してくださいというような通知文を出しまして、各学校がバランスよく、そして多い時間数にならないように計画を立ててやっていきたいと、そのように考えております。

学校給食課長　初めにおことわりしておきますけれども、栄養教諭というのは学校給食の栄養士をしながら、各学校で教科に入っていって指導を行っていくという前提がありますので、たぶん今栄養教諭と栄養士と混乱しているかなと思います。ふだんはセンターで栄養士の仕事をしていて、それと兼務で学校の指導に入っているという前提がございますので、そこを押さえていただければと思います。

教　育　長　これはきちんとしないと、家庭科の授業を栄養教諭が肩がわりしてやっているようなことがないかということとか、教科をどうしているかとかいうことを学校にもう一度確認して、そこは指導室としてチェックしていかないと大変な問題になりますよ。本来教員がやるべき活動で、あくまでも専門的な補佐として栄養教諭が入って授業を行うということですから、教育課程にかかわってくる内容なので、指導室できちんと進行管理していく必要があります。報告書の内容で、活動自体はすごくよくやっているなと思いますし、子どもたちのためにはなっていると思いますけれども、計画の段階からきちんとバランスよく考えていかなければいけないし、学校現場において指導と評価の一体化等含めて、誰がどのように行っているのか、そこはきちんと詰めていかないといけません。

申し訳ございません。その辺も私の責任において改善をさせていただきます。

委　員　長　食育イコール家庭科とは限らないと思うのですけれども、栄養教諭が入られたおかげで、小学校から中学校までの食育に関しては一貫性のあるものが福生市でもできたのかなと感じています。

それから、保育園でも食育に取り組んでいるようです。今後、幼保との

連携を考えていくときに、そういうところも考慮していければいいかなと感じております。

授業に関しましてもやはり全10校のバランスをとりながら、栄養教諭が教科にどのようにして入るかなど、指導室のほうでぜひ御指導いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

徳 永 委 員　単純な質問ですが、今の20ページからの表のところですが、時間割の中で1.2というのは、１時間目、２時間目にやりましたという意味ですか。

主　　幹　そうですね。

徳 永 委 員　はい、ありがとうございました。

委　員　長　ほかにございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第８号は、報告の内容はわかりました。あとは改善する点を見据えて、より良いものにして食育を進めていっていただきたいということで、報告を承認するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　それでは、そのように報告第８号を承認させていただきます。

次に、日程第11、報告第９号、平成25年度学力向上パートナーシップ事業についてを議題といたします。

指導主事より内容説明をお願いいたします。

指 導 主 事　それでは、報告第９号、平成25年度学力向上パートナーシップ事業について報告いたします。

別紙Ａ３版資料、学力向上パートナーシップ事業、算数、数学、本年度の成果と来年度の方向性をごらんください。本年度の事業の実績といたしましては、まず小学校５年生と中学校２年生についての取組みがございます。こちらの学年は７月に東京都の児童・生徒の学力向上を図るための調査を実施し、12月に実施した効果測定調査に向けて学力向上年間推進計画を作成し、徹底的な課題把握や目標設定を行い、授業改善や反復練習等に取り組んでまいりました。学力向上推進委員会において授業研究を実施したり、東京都教育庁指導部や東京都多摩教育事務所指導課から専門的な助言をいただき、12月に効果測定調査を実施いたしました。この効果測定調査は３回にわたり東京都が提供した類似問題の取組結果がわかるよう７月の学力調査を測るための調査とほぼ同じ内容で、数値が少し違う程度の調査でございました。結果を見てみますと、小学校では全体で8.3ポイントの上昇、中学校では20.2ポイント上昇しており、グラフを見ても小学校では７月の東京都のグラフに近い状態に、中学校では７月の東京都を上回っ

ているグラフに変化していることがわかります。

さらに詳しく見てみますと、技能の観点において、小学校が61.2%から75.1%、中学校では48.1%から67.4%と正答率の上昇が他の観点よりもはっきりと見られております。これは３カ月間の取組みの中心となった類似問題の反復練習の成果と捉えております。その技能の右側にあります取り出し、読み取り、解決の観点をごらんください。こちらの３つの観点は読み解く力を見る問題でございまして、正確には必要な情報を正確に取り出す力、比較関連づけて読み取る力、意図や背景、理由を理解、解釈、推論して解決する力を見る問題でございます。この３つの観点については反復練習により問題の解き方を身につけたことで正答率が上がったと判断しており、この結果で福生市の児童・生徒の読み解く力が飛躍的に身についたとは言い切れません。しかし、今まで取り組むことができなかった児童・生徒が、反復練習をすることによりできるようになったという自覚を持ったはずですので、学校はこの結果を検証し、前向きに捉えられるようになった児童・生徒たちの読み解く力を伸ばしていくような授業改善をしていく必要があると捉えているところでございます。この点につきましては各学校に指導、助言をしてまいりたいと思っております。

各学校の取組みにつきましては、別紙報告第９号資料、平成25年度学力向上パートナーシップ事業、学力向上年間推進計画１年次成果に各学校において重点的に取り組んだ成果が記載されております。こちらを御覧ください。

具体的な取組みを御紹介させていただきます。８ページの福生第三小学校をごらんください。小５、①についてごらんいただきますと、７月では47.6%の正答率の問題について、12月の目標値を70.0%としておりますが、検証の結果90.1%まで上がったと記載されております。その２つ下の単元については、目標の正答率に達していないのですが、課題解決に向けて今後の指導について分析しているところがわかります。中学校において、19ページ、福生第一中学校をごらんください。７番の（２）、一番下の列でございます。この単元を見てみますと、目標正答率は達成しておりませんが、類似問題では生徒同士で教え合いを行い、定着度が向上した等の取組みについての検証が記載されておりました。これらの結果から学力向上年間推進計画による課題把握、目標設定及び類似問題による反復練習については一定の成果があったと判断しているところでございます。

また、本年度における本事業の実績といたしまして、こちらまたＡ３版のプリントにお戻りいただき、小学校２年生から５年生のところをごらん

ください。こちら小学校２年生から５年生のところをごらんいただきますと、小学校だけではございますが、来年度から全都に提供される東京ベーシックドリルを先行実施いたしました。小学校２年生から５年生について前の学年までの基礎的知識や技能がどれだけ身についているか12月に診断テストを実施し、３月までにできなかった問題について繰り返し練習を行いました。そして、３月に再度診断テストを実施して、その定着を図っているところでございます。

さらに、調査研究校として福生第二小学校と福生第二中学校では学習指導員を配置し、基礎的な知識の定着ができていない児童・生徒に対して定着を図る取組みをしているところでございます。

さて、平成26年度における本事業についてですが、東京都に確認をとったところ、東京都から提供していただけるものとしては、７月の学力向上を図るための調査と、12月の効果測定調査及びそれに向けた類似問題ということで、小学校５年生と中学校２年生における本年度と同様の資料提供をしていただける予定であるとのことでした。小学校６年生と中学校３年生については、資料提供は特段ないとのことですが、本市では本年度の小学校５年生と中学校２年生の取組みを継続的に指導し、発展させていくことが市の学力向上につながっていくと判断をいたしました。現在行っているところは、来月実施される全国学力学習状況調査に向けて、過去の問題についての反復練習を各学校で取り組んでおります。そして、全国学力学習状況調査終了後、本年度と同様に学力向上年間推進計画を作成し、課題分析を行います。そして、12月ごろに小学校６年生を対象に福生市独自で算数定着状況調査を実施する予定でございます。この調査は全国学力学習状況調査の問題をもとにして中学校入学時における算数の定着度を図るものでございます。この調査のねらいは福生市の小中学校の教員が合同で検討するところにございます。中学校の教員が考えている入学時の水準を小学校の教員が理解し、その定着を図ることで中学校入学以降の数学における学力向上につなげるものでございます。これらの取組みについては各中学校区における学習スタンダードの作成にも生かしてまいりたいと考えているところでございます。

この調査は学力向上推進委員会において検討していく予定ですが、どのように作成し、実施していくかにつきまして、現在検討中でございます。

また、小学校５年生と中学校２年生については、本年度同様に東京都から提供される調査や類似問題を活用し、授業改善や基本的知識、技能の習得を図っていき、平成27年度の全国学力学習状況調査につなげていく予定

です。

以上で報告とさせていただきます。

委　員　長　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。いかがですか。

教　育　長　大変わかりやすくまとめてくれまして、こういうまとめ方をしてもらうと現場で子どもと最前線で携わってくれている先生方も非常に頑張りどころが明確で、また自分たちのやってきたことに自信を持てるということは非常に大きいという気がいたします。やはり子どもの変容がこれだけ見られているということです。そういった意味ではこの反復学習の有効性について、学校の教員もかなりこれを進めようとしていますが、それを先行して福生市で行ってきたという成果がよく見てとれる。まさに数値にきちんとあらわれた結果であって、教員の自信となってもらえるといいなと思っております。まさに、先ほど学校評価のところで申し上げましたけれども、指導室の皆さんにはぜひこういう形でまとめてもらえると、学校評価もすごくわかりやすいのではないかと思います。何を課題として認識していて、それに対して年度当初の目標をどのように立てて、その後自己評価で何％まで到達できたか。原因となっていることだとか、改正の手だてとして何を、いつ、どの程度行っていこうとするのか、最終的に行ったのか。それに対して保護者や地域の方がどのように評価を寄せてくれたのかということが連続してわかると、学校評価としても一つのバランス、Plan and See というＰＤＣＡのサイクルという気がします。だったら Do まできちんと見えてくる。何をしているかというか、どんな働きかけをしているかというのはきちんと見えてくるし、問題点の認識だとか非常にわかりやすくていいなと思います。ぜひこんな形で評価を考えていただいて、次回につながる評価にしていただけるとありがたいと思っております。

お疲れさまでした。よくわかりました。

委　員　長　私もこの資料をいただいて、一目で子どもたちの学力の変化が見えたのに驚きました。特に中学校のほうでは山がそのまま動いたといいますか、数多く解ける子の方が増えているというのはすごく喜ばしいと感じました。先ほど指導主事のほうから説明がありましたけれども、やはり技能を伸ばすということが、読み取りとか、解決などにつながってきているのかなと思います。このことを子ども自身が実感できれば、また次のステップに行こうという意欲も出てくるでしょうし、ほかの教科にまで良い影響が及んでくれればと思いました。

先ほどの学校評価の中にたくさん書いてありましたけれども、先生方もこの東京ベーシックドリルに大変期待していらっしゃるように思いました。やはりこれをもっともっと有効的に使っていくことと、このドリルを使って特に低学力層の子ども一人一人が理解できるようにするには、全体で教えるよりは個別の指導が必要で、放課後の補習、夏休みの補習などと、これまでも随分手をかけていただいているのがわかりました。それに対して教育委員会としても何らかの支援を考えていきたいと思いました。

あと、二中で結構効果を出されましたＫＪＱマトリックスですか。あれをもっとほかの学校にも広げていって、そういうものも活用していくと子どもの目に見えていないところで伸ばせる部分もあるのかなと感じたところです。

本当にここまでまとめてくださって、子どもたちと先生方に自信とやる気をつけていただいたということで、大変うれしく思っております。これが一過性ではなくて、本物の力になるようにまた皆さんで考えていければと思っております。

教　育　長　　こういった活動を定着させることでしょうね。これは全校への共有はどうするのですか。

指 導 主 事　　こちらは、まずは４月に福生市教育研究会の総会がございまして、そこで学力向上について40分ぐらい発言する時間をいただいておりますので、この成果をその時点でまずお話し、校長会や教務主任会等でもこの資料を使って説明させていただければと思っております。

委　員　長　　ほかにございますか。

質問がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第９号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　御異議なしと認めます。

よって、報告第９号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第12、報告第10号、平成26年度福生市立学校教員研修についてを議題といたします。

指導主事より内容説明をお願いいたします。

指 導 主 事　　それでは、報告第10号、平成26年度福生市立学校教員研修について報告いたします。

別紙資料、平成26年度福生市立学校教員研修案内をごらんください。こちらの研修案内には年次研修等法で定められた悉皆研修を含めて、市内で

行う教職員の研修をお示ししております。必修研修、階層研修以外は各学校で参加希望を取りまとめ、指導室に研修の申し込みを行い実施いたします。平成26年度の研修案内における特徴を２つ報告させていただきます。

１つは体罰防止及びいじめ問題に係る研修の実施についてでございます。この大きな２つの教育課題について本市においても計画的に研修に組み入れております。５ページをごらんください。５ページに掲載されております１年次研修において、第２回の研修で実施をいたします。続けて６ページをごらんいただきますと、２年次研修では、１月の第４回に生活指導の実際とございまして、こちらで実施をする予定でございます。管理職に対しましては、７ページにございます副校長研修会の第１回において人権教育のその一部として実施する予定でございます。このほかにもいじめと体罰については学校訪問や授業観察の視点としても適宜助言をしていく予定でございます。

２つ目は６ページにございます４年次授業観察についてでございます。今年度より東京都の研修体系から位置づけから外れるようになった４年次授業観察ですが、本市では採用後４年間で確かな授業力を身につけさせることを目的としておりまして、若手教員の育成を実施していることから、この授業観察は本市独自で来年度も実施する予定でございます。

なお、対象の教員は今日現在小学校12名、中学校２名の合計14名でございます。

以上、報告とさせていただきます。

委　員　長　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第10号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　御異議なしと認めます。

よって、報告第10号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第13、報告第11号、熊川地域体育館及び福生地域体育館の管理に関する基本協定書及び年度協定書についてを議題といたします。

スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ推進課長　それでは、日程第13、報告第11号、熊川地域体育館及び福生地域体育館の管理に関する基本協定書及び年度協定書につきまして説明を申し上げます。

資料につきましては、報告第11号、資料１及び資料２がございますので、そちらのほうで説明申し上げます。

初めに、この協定書の概要でございますが、福生市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第７条の規定に基づき協定の目的、指定期間、業務範囲などを定める基本協定及び指定管理委託料などを定める年度協定を締結するもので、基本協定書等を締結することにより相互に協力し、施設の本業務を適正かつ円滑に実施することができるものでございます。

この協定書につきまして、基本は現在の熊川地域体育館及び福生地域体育館の基本協定書等をもとに作成したものでございます。

それでは、資料１の基本協定書から御説明を申し上げます。説明につきましては、現在の協定書と変わった箇所を中心に説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料の１ページ目をお開き願います。この基本協定書は、福生市とシンコースポーツ・アズビル共同事業体で締結するものでございまして、第１章は総則で、協定の目的、期間、指定管理者指定の意義等が記載されております。

次に２ページ目からは、第２章、本業務の範囲と実施条件で、業務範囲、業務実施条件等の記載がございます。

次に、３ページ目からは、第３章、本業務の実施で、業務の実施について管理責任者、４ページ目に入りまして、第20条で管理物件の修繕等の第２項につきましては、これまでは上限は200万円でございましたが、この４年間の平均額を算出し、消費税込みの180万円の限度額に変更し、執行額が年度上限額に満たない場合はその残額を当該年度において、甲である市に戻入することにいたしております。

次に、第24条の守秘義務から５ページ目の第26条の環境への配慮は、新しく追加するものでございます。

次に、第４章、備品等の扱い、第５章は本業務実施に係る甲の確認事項で、事業計画費と事業報告書の提出です。

６ページ目には、第31条、実施状況の確認等の記載がされており、この中の上から３行目から４行目にかけまして、福生市指定管理者導入施設のモニタリング指針についてを追加で記載いたしております。

次に、第６章は、７ページ目にかけて指定管理委託料及び利用料金、第７章は損害賠償及び不可抗力で損害賠償等についてでございます。

８ページ目は、不可抗力発生時の対応等についての記載がございます。

次に、第８章は指定期間の満了で、業務の引き継ぎ等の記載がございます。

９ページ目からは第９章、指定期間満了以前の指定の取り消し等で、甲による指定の取消し等や乙による指定の取消しの申し出などの記載がございまして、第45条第１項第６号には平成24年福生市暴力団排除条例の施行に伴いまして、文言を追加いたしております。

10ページ目からは第10章、その他で、権利及び義務の譲渡等の禁止、連絡調整会議の設置などの記載をいたしております。

次に、12ページは、甲と乙の所在地、名称、代表者を記載し、押印の上締結し、各自１通を保有しようとするものでございます。

以上が基本協定書でございます。

続きまして、平成26年度の年度協定書、資料２の説明をさせていただきます。

この年度協定書は、基本協定書に基づきまして、施設の管理に係る平成26年度の協定を締結するものでございます。

１ページ目をお願いいたします。第１条は目的で、指定管理料を定めることとしております。

第２条は業務内容で、基本協定書及び事業計画書の定めるとおりであることを確認することとしており、第３条は指定管理委託料で、甲は乙に年額7,076万6,000円、これは提案額でございますが、これを支払うものとし、第２項は支払い方法でございまして、年額を12で除した金額、589万6,800円を１カ月分の指定管理料とし、最終月に12で除し切れない端数を含め支払うものでございます。

詳細につきましては、次のページの２ページの別紙１の表に記載がございます。

前のページにお戻りいただきまして、次に第４条は備品等の扱い、第５条は疑義等の決定、第６条はその他で、環境配慮行動への協力を記載いたしております。

なお、３ページ目からの別紙２は所有の備品一覧でございます。説明につきましては時間の関係上省略させていただきますので、後ほどごらんいただければと存じます。

以上、大変雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。

委　員　長　　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いします。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第11号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　　御異議なしと認めます。

よって、報告第11号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第14、報告第12号、福生市民会館の管理に関する基本協定書及び年度協定書についてを議題といたします。

公民館長より内容説明をお願いいたします。

公 民 館 長　　それでは、日程第14、報告第12号、福生市民会館の管理に関する基本協定書及び年度協定書について、その内容を別紙の資料に基づきご説明申し上げます。

報告第12号の別紙資料は、３種類ございますが、まず資料の１をお願いいたします。この基本協定書は、さきの地域体育館と同様に基本は現在の基本協定書をもとに作成したものでございます。

まず、表紙をめくっていただきまして、目次でございますが、地域体育館と同様第１章の総則から第10章までの同じ構成となっております。その内容につきましては、現在のものと変わった箇所を中心に説明させていただきます。

もう一枚めくっていただきまして、１ページ目、この基本協定書はふっさＪ＆Ｓ共同事業体と締結するものでございます。

第１章は総則で、本協定の目的、期間、指定の意義が記載されております。

２ページには、第２章、本業務の範囲と実施条件があり、本業務の範囲、業務実施条件等を記載してあります。

３ページにあります第14条の休館日及び開館時間の変更は、柔軟な運営ができますよう地域体育館の協定にあわせて記載しております。

第３章、本業務の実施でございますが、４ページの第19条の管理施設の修繕等でございます。第２項、乙は施設維持のために年額120万円を限度として、１件当たり50万円未満の小規模修繕等を実施するものとしまして、これまでの年額50万の限度から増額しております。これまでの修繕費用平均から算出し直したものでございまして、できるだけ迅速な対応をとっていただくためでございます。残額につきましては戻入するものとします。

次に、第23条の守秘義務、第24条の文書管理及び保存、第25条、環境への配慮は追加しまして、適正な管理運営を求めております。

５ページ、第４章、備品等の扱いの内容は、備品等の配慮、購入等になります。第26条の記載されております備品第Ｉ種は、甲である福生市が無償で乙の指定管理者に貸与するものでございます。経年劣化で使用できなくなったときは協議により市が購入または調達するものとしております。

第27条第１項は、備品等Ⅱ種の説明になります。乙の指定管理者が本業務を実施する上で必要に応じて自己の費用で購入または調達するものとしております。第３項は、備品等Ⅲ種につきましての記載でございます。乙の指定管理者が自己の責任で購入または調達するものでございます。具体的な内容につきましては後ほど別紙資料３の備品台帳をご参照ください。

６ページの第５章、事業実施にかかわる甲の確認事項の中で第30条、実施状況の確認等は、７ページの１行目、モニタリング指針についての追加を記載しまして、ここで示す手順等に基づき実施いたします。

同じページの中ほどにあります第６章、指定管理委託料及び利用料金は、委託料の支払いや利用料金収入の取扱いについてなどの記載がございます。

８ページ、第７章、損害賠償及び不可抗力は、損害賠償等や不可抗力発生時の対応等について記載がございます。

９ページ中ほどからは第８章、指定期間の満了、10ページからは第９章、指定期間満了以前の指定の取消し等について明記しております。

第45条の甲による指定の取消し等の第１項（６）号でございますが、福生市暴力団排除条例が平成24年に施行されたことに伴いまして追加しております。

11ページ中ほどからは第10章、その他となっております。地域体育館と同様の内容となっております。

続きまして、資料の２でございます。福生市民会館の管理に関する年度協定書について御説明申し上げます。この年度協定書は、基本協定書に基づき会館の管理にかかわる平成26年度の協定を締結するものでございます。

１ページ目をお開きいただきますようお願いいたします。第１条は目的で、指定管理料を定めることとしております。第２条は業務内容で、基本協定書の定めるとおりであることを確認することとしており、第３条は指定管理委託料で、甲は乙に提案額の年額8,634万9,000円を支払うものとし、年４回に分けて支払うものでございます。

次に、第４条は、委託料の請求について、第５条は委任等について記載しております。

続きまして、資料の３、福生市民会館備品台帳について御説明申し上げます。

１ページから記載されていますのは、備品等Ⅰ種でございまして、福生市が無償で指定管理者に貸与するものでございます。基本協定書第26条に記載がありました備品でございます。階ごとに使用場所、品名、数量等が記載してあります。

12ページからは、備品等Ⅰ種の台帳でございます。

19ページは基本協定書第27条第１項に記載がありました備品等Ⅱ種でございます。20ページは同じく第３項にありました備品等Ⅲ種でございます。このⅡ種及びⅢ種は、現在の指定管理者が購入、調達したものでございますが、次期管理者に引き継がれることとなっております。

21ページは美術品の台帳となっております。

以上で説明とさせていただきます。

委　員　長　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

この福生市民会館の管理に関する協定書の表紙に、26年度と入るのですか。

公民館長　基本協定書ではなくて、資料２の年度協定書に26年度と入ります。これは毎年協定を結ぶものです。

委　員　長　毎年これは出るわけですよね。

公民館長　はい。

委　員　長　ほかにございますか。

徳永委員　直接この協定書についてではないのですが、関連でお聞きします。現在、引継ぎ中ですよね。単純な質問ですが、職員の方たちはどうなるのですか。

公民館長　３月から新しい指定管理者の専任職員が参りまして、その引継ぎをやっております。ここで館長も決まりまして、今日こちらへ来る前に会ってきたところですが、職員の数は、現在の指定管理者と同じような体制でございます。ただ、屋内関係は委託をしまして、また忙しいときには応援に来るというような柔軟な体制になっております。

それから、まだ正式な決定ではないのですが、現在働いている方が何名か残るような話も聞いております。

徳永委員　私もそこを聞きたかったところです。

公民館長　以上でございます。

委　員　長　ほかにございますか。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第12号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　御異議なしと認めます。

よって、報告第12号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第15、報告第13号、わかたけ会館・図書館の工事休館についてを議題といたします。

図書館長より内容説明をお願いいたします。

図 書 館 長　それでは、日程第15、報告第13号、わかたけ会館・図書館の工事休館について御説明申し上げます。

資料は31、32ページでございます。恐れ入りますが32ページをごらんいただきたいと思います。休館期間でございますが、平成26年６月17日火曜日から平成27年３月31日火曜日までとなります。対象業務でございますが、わかたけ図書館とわかたけ会館となります。学童クラブにつきましては、平成26年６月30日月曜日から平成27年３月20日金曜日までの間、福生第五小学校を仮保育所とする予定でございます。

なお、工事期間でございますが、７月初旬から翌年の２月末を予定しております。

休館の理由でございますが、築後36年が経過いたします、わかたけ図書館・会館の改良工事を実施しようとするものでございます。工事の概要でございますが、図書館部分では利用者アンケートで要望が多かった、座ってくつろげるスペースを確保してほしい、あるいは図書室を広くしてほしいなどを反映いたしまして、図書館部分を約45平米とする計画でございます。また、わかぎり会館の改良工事で評判のよかったテラスも庭に設置する予定でございます。

会館全体ではバリアフリー対応といたしまして、書架間隔を詰め、車椅子で利用可能の通路幅を確保し、段差の解消を図り、エレベーターを設置いたします。また、環境への配慮では、太陽光発電の設置、ＬＥＤ照明の導入、棚の活用、個別空調設備などを取り入れる予定でございます。明るく、親しみのあるわかたけ図書館・会館を目指して改良工事を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

委　員　長　内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

わかぎり会館に続き、今度はわかたけ会館も設備がよくなるということで市民の方も楽しみにしていらっしゃると思います。工事期間が長いので待たれるところですけれども。よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

質疑がないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第13号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委　員　長　御異議なしと認めます。

よって、報告第13号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第16、その他報告事項について説明願います。

最初は、平成26年度組織改正について、庶務課長、お願いいたします。

庶 務 課 長　それでは、その他報告事項の１、平成26年度組織改正について説明をさせていただきます。

資料は35ページをお願いいたします。この資料に沿って説明をさせていただきます。まず、組織改正につきましては、平成25年12月の市議会定例会で福生市組織条例の一部改正が議決されまして、平成26年４月１日から施行されるものでございます。

まず、１の組織改正部署の主な内容でございますが、改正のあった部、局ごとに説明をさせていただきます。

初めに、企画財政部でございますが、まず定住化対策を全庁的な視野で推進するために企画財政部主幹が１名配置されておりましたが、一定の成果が出たため事務を企画調整課長に一本化し、引き継ぐことによりまして定住化対策担当主幹を廃止し、１名減とするものでございます。

次に、総務部でございますが、国体が終了したことに伴い国体推進担当参事が１名、また国体推進室を廃止することにより推進室長１名、係長１名、係員２名を減とするものでございます。なお、係員２名は既に昨年の10月の人事異動の際に他の部署への異動をしてございます。

また、安全安心まちづくり課主査１名減は、地域防災計画等の策定作業が終了したためでございます。

次に、福祉保健部では、介護福祉課高齢福祉係に地域包括支援センター業務に従事するための保健師を１名配置するための増がございます。

次に、教育委員会でございます。新たに参事としまして、新学校給食センター建設準備担当が新設されます。なお、学校給食課長を兼務するため、人員の増減はございません。

続いて、教育委員会事務局主幹として教育センター担当の主幹を廃止し、教育委員会事務局指導室主査として教育センター担当の主査を設置するものでございます。

なお、この改正につきましてはさきの12月の定例会で御決定いただきましたものでございますので、説明は省略させていただきます。

なお、この職員の配置につきましては、福生市一般職の任期付き職員の採用及び特例に関する条例に基づき任期付き職員として採用をするものでございます。

この異動によります教育委員会の配置職員は73名で、前年度と変更はご

ざいません。また、組織全体の職員数合計は、平成25年度当初と比較いたしまして355名から349名へ、６名の削減となります。

なお、これらの変更は新旧対照表をこの資料の後に添付させていただいておりますので、そちらもご参照いただきたくお願い申し上げます。

以上で報告とさせていただきます。

委　員　長　　そのほかに報告はありませんか。

委員の皆さんからはございませんか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。

ここで、先ほど日程についてお諮りいたしました日程第３、議案第16号、福生市教育委員会管理職員の人事異動についてと、日程第７、報告第５号、福生市立学校教職員の人事異動についてを公開しない会議といたしましたので、これからは公開しない会議となります。

関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後３時45分　休憩